

防府市事業継続緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている「飲食業」「観光関連業」「理美容業」等を営む事業者に対し、事業継続を支えるための給付金を支給します。

給付対象者

次の要件の全てを満たすもの

- 1 防府市内で飲食店、旅館、ホテル、タクシー、運転代行、貸切バス、旅行業、理容所、美容所を営んでいること
※令和2年5月1日時点で有効な営業許可・届を有すること
- 2 令和2年2月29日までに開業していること
- 3 申請時点において現に営業（新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休業中を含む）し、今後も事業継続の意思のある中小・小規模事業者（個人事業者含む）であること
- 4 新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上（実績）が減少していること

給付額

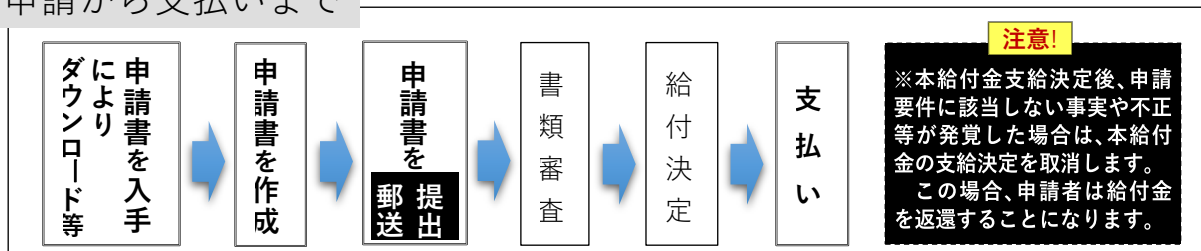
1事業者 20万円（定額） ※**1事業者 1回**のみ

※複数の店舗展開や業種・業態の経営があっても1事業者とする

申請方法

- ・受付時期 **令和2年5月7日（木）～令和2年6月30日（火）**（消印有効）
- ・受付方法 **郵送**（※新型コロナウイルス感染防止のためご協力ください）
- ・申請先 〒747-0037 防府市八王子二丁目8番9号
防府商工会議所 支援給付金係
- ・必要書類 **防府市事業継続緊急支援給付金申請書（①と②）**
防府市事業継続緊急支援給付金振込依頼書
営業許可証等の写し（令和2年5月1日時点で有効なもの）

申請から支払いまで



問合せ先

防府商工会議所
防府市商工振興課

☎ 0835-22-4352
☎ 0835-25-2147